

教職員の未配置問題の解消等に関する意見書

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類へと移行されたものの、依然としていじめや不登校の子供たちの増加、貧困やヤングケアラー等による不安定で複雑な家庭環境など、子供たちを取り巻く問題は多様化・細分化しています。一人一人に対し、よりきめ細かい指導・支援が必要となっているところです。

令和3年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられていますが、今後は小学校にとどまることなく中学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるにはさらなる少人数学級の実現が必要です。

しかし、さらなる少人数学級の実現以前の問題として、市内の小学校・中学校では年度当初に小学校で9人、中学校では家庭科が3人、理科が4人、英語科が9人、養護教諭が1人の合計17人、小中学校合わせて26人の教員配置基準に満たない教員未配置が発生しました。7月時点でも小学校が8人、中学校では家庭科が2人、理科が2人、英語科が6人、国語科が1人の合計11人、小中学校合わせて19人の未配置が続いています。それに加え、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足であるなど、慢性的な教員不足により、子供たち一人一人に丁寧に寄り添い、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。子供たちの豊かな学びと育ちを実現するためには、教職員の未配置問題の解消と教職員の働き方改革実現が不可欠です。

よって、政府におかれては、令和6年度政府予算編成において、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 教職員未配置問題の解消に向け、人材確保のために必要な財政措置を講じること。

2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現するため、加配教員や少数職種の増員などを推進するために必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月21日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書であるウィーン宣言と具体的な手順や行動を定めたウィーン行動計画が採択されました。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ多くの国が参加し議論が行われることが重要です。

被爆から75年以上が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

よって、政府及び国会におかれては、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、次の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要望いたします。

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年10月11日

尼崎市議会議長

関係大臣あて